# 第13章 上訴 (アピール)

#### (上訴)

第140条 選手又は審判長は、審議委員会の裁定に不服があるときは上訴をすることができる。

#### (制限事項)

- **第141条** 次の各号に掲げる判定(ジャッジメント・コール)に対する上訴は受け入れられない。
  - (1) ドラフティング
  - (2) ブロッキング
  - (3) 暴言などスポーツマン精神に反する言動

#### (上訴手続)

- 第142条 上訴の申請は、裁定のあった日から14日以内に、選手本人若しくは代理人又は審判長が、預託金を添えて上訴申立書を、JTU主催大会にあってはJTU理事会に、その他の大会にあっては所轄加盟団体に対し提出することによって行う。ただしITU主催大会にあってはITUの規則による。
- 2 上訴委員会は、前項の申請を受けたJTU又は加盟団体 の理事会の中から選出された理事若干名によって構成す る。
- 3 上訴委員会は、上訴内容が合理的であると認めた場合は 聴聞を開催する。
- 4 聴聞の開催日時は事前に発表される。
- 5 聴聞は非公開とする。
- 6 当事者は、自ら事実関係を証明しなければならない。
- 7 当事者の一方又は双方が、正当な理由なく欠席した場合には、欠席のまま聴聞を開催することができる。ただし、 当事者の双方が欠席した場合には、その期日をもって審理 を結審することはできない。
- 8 当事者の一方が欠席した場合には、出席した当事者の主 張と立証に基づいて審理を進めることができる。

- 9 聴聞は当事者及び代理人のほか、証人及び参考人等、上 訴委員会が必要と認める者のみが参加できる。
- 10 裁定は上訴委員会の過半数をもって決定する。

### (上訴申立書)

- 第143条 上訴申立書は次に掲げる項目について記載した ものを提出する。ただし、上訴申立書に記載することが困 難又は不合理なものについては当該項目を省略することが できる。
  - (1) 上訴申立人の氏名 (署名又は捺印)、レースナンバー (上訴申立人が審判長の場合はその旨記載)、住所、電 話番号
  - (2) 代理人を置く場合は、代理人の氏名(署名又は捺印)、 住所、電話番号
  - (3) 違反の概要及び根拠条文
  - (4) 違反の対象となる選手及びレースナンバー
  - (5) 現場の目撃者名及び連絡先
  - (6) その他、上訴内容を説明するために必要な事項

### (預託金)

- 第144条 預託金は5千円とする。
- 2 上訴委員会によって上訴内容が合理的であると認められた場合、預託金は返還される。
- 3 上訴委員会によって上訴内容が合理的でないと認められた場合、預託金は没収される。この場合においては、理由を付して上訴申立人に回答しなければならない。

## (上部団体への上訴)

- 第145条 所轄加盟団体における上訴委員会の裁定に不服があるときはITU理事会に上訴することができる。
- 2 前項の上訴手続等は第142条から144条の規定を準 用する。

## 第14章 仲裁

(仲裁)

第146条 JTU及び加盟団体が開催した大会又はその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。